

離島振興対策分科会からの付託事項の検討の
進め方について
(離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等)

国土交通省 国土政策局
離島振興課
令和5年7月

離島指定検討部会における検討事項

離島指定検討部会における検討事項

(令和5年5月24日 第22回国土審議会離島振興対策分科会)

離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等について

検討内容1 架橋に伴う指定解除のあり方

- 改正離島振興法の附帯決議を踏まえ、離島指定検討部会において、離島と本土の間に架橋が整備された際の地域の実情に配慮した指定解除のあり方について検討する。

検討内容2 人口要件を満たさなくなった離島地域の検討

- 令和2年国勢調査の結果、人口要件(おおむね50人以上)を下回っている離島振興対策実施地域(10地域)について、離島指定検討部会において、今後の離島振興方針等を点検※し、指定解除の停止の妥当性を検討する。

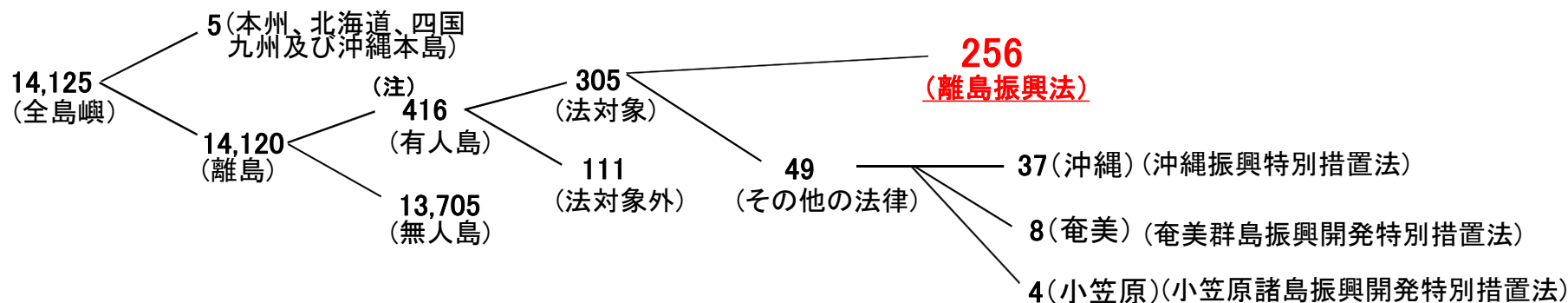
※点検にあたっては、改正離島振興法や人口減少等の離島を取り巻く現状を踏まえて、現地調査、ヒアリング等を予定。

離島の現状

- わが国は14,125の島嶼により構成されている。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域は77地域に含まれる有人離島は256島となっている。
- 有人離島256島の総面積は5,317km²で全国面積の1.41%、総人口は約34万人で全国人口の0.27%を占めている。

【日本の島嶼の構成】

(令和5年2月28日現在)



(注) 令和2年国勢調査結果に基づく有人島の数を都府県に聞き取り。内水面離島である沖島(滋賀県)を含む。

(出典) 国土地理院調べ

【離島振興対策実施地域の状況】

区分	
地域数	77
指定有人島数	256
面積(対全国比)	5,317km ² (1.41%)
人口(対全国比)	34万人(0.27%)
関係市町村数	111

【法対象外離島111島の内訳】

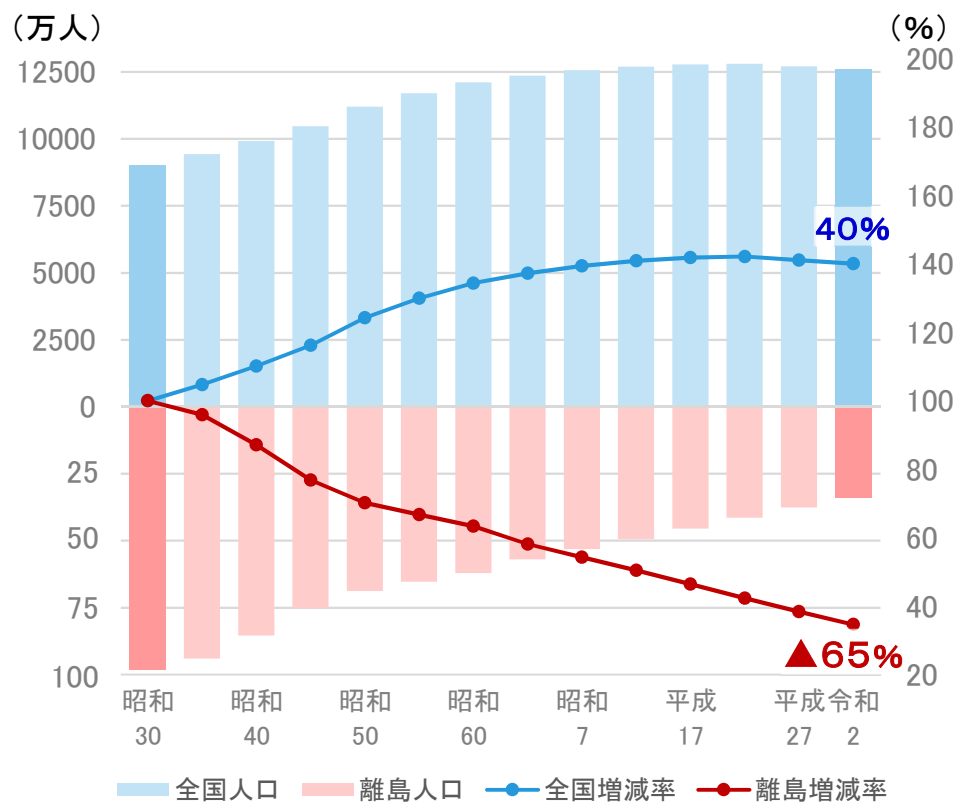
法対象外離島	111島
うち架橋や埋め立て等により本土と陸つなぎになった離島	97島

(出典) 総務省「令和2年国勢調査結果」及び公益財団法人日本離島センター「2021離島統計年報」より

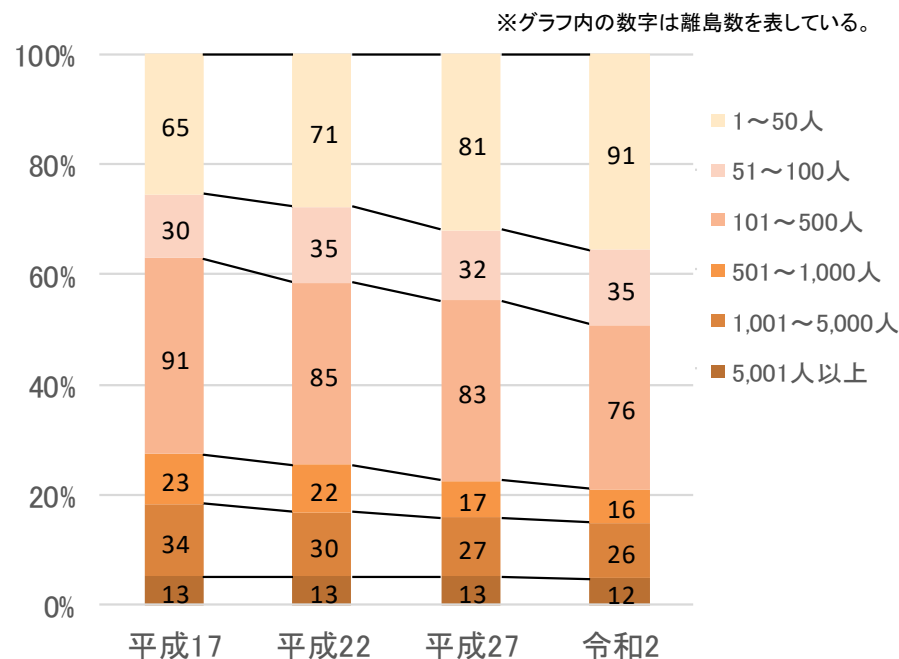
離島の人口

○ 昭和30年から令和2年までの人口の推移をみると、全国の人口は約40%増加している一方、離島の人口は約65%減少している。また、令和2年国勢調査において人口100人未満の離島が約半数を占めるなど、離島の人口規模の縮小が進んでいる。

【離島振興対策実施地域の人口の推移】



【指定離島の人口規模の推移】



注)平成27年国勢調査において、新島(鹿児島県)、馬毛島(鹿児島県)が無人島であり、口永良部島(鹿児島県)は噴火災害により国勢調査の人口が集計できなかったため、平成27年の離島数は253

出典:総務省「国勢調査結果」、公益財団法人日本離島センター「2021離島統計年報」

離島振興法(昭和28年法律第72号)の概要【最終改正:令和4年11月】

1. 離島振興法の目的(第1条)

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用等に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口減少、高齢化等、他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が多額である状況や、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正等を図るため、国等の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かすとともに、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もって無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

2. 離島振興法に係る施策及び主な特例措置等

■ 補助率の嵩上げ (法第7条)

- ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設 等(1項)
- ・災害復旧事業(4項)
- ・簡易水道(5項)
- ・他の政令による特例措置(海岸・土地改良 等)(6項)
- ・教員住宅 等(7項)

■ 離島活性化交付金等事業計画 (法第7条の2～第7条の4)

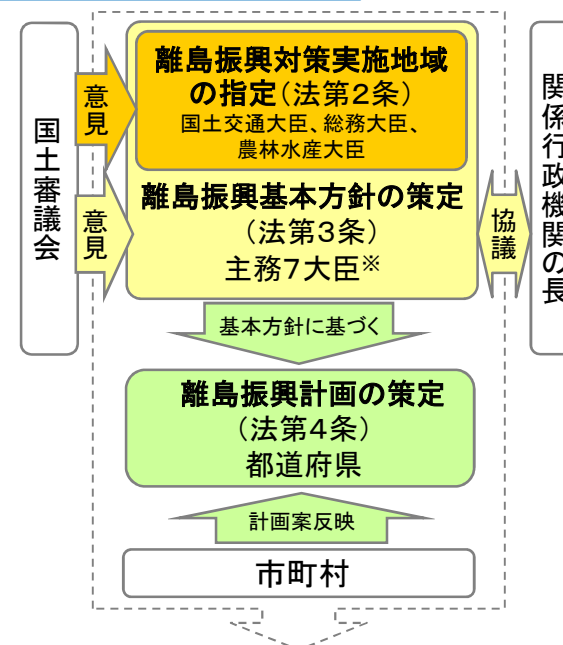
■ 税の特例(法第19、20条)

- ・所得税・法人税の特別償却
- ・地方税の課税免除に伴う減収補填

■ 各種配慮事項 (法第6条、8条、10条～18条)

- ・公共事業予算の明確化 (6条第2項、3項)
- ・地方債への特別の配慮(8条)
- ・医師等の確保、妊婦支援、遠隔医療の実施 等(10条)
- ・介護・障害福祉サービスの提供、高齢者・児童福祉施設整備支援 等(10条の2、11条)
- ・交通の確保、人の往来・物資の流通に要する費用の低廉化 等(12条)
- ・高度情報通信ネットワークの充実、維持管理及び先端技術の活用推進 等(13条)
- ・産業振興、人材の確保、職業能力の開発・向上(14条、14条の2)
- ・住宅の確保(空き家活用を含む)、水の確保等の生活環境整備(14条の3)
- ・島外通学への支援、教職員の確保・処遇改善、遠隔教育、離島留学の推進 等(15条)
- ・再生可能エネルギーの供給体制整備及び利用推進 等(17条の3)
- ・事前防災、減災等に資する国土強靱化の観点踏まえた防災対策の推進(17条の4)
- ・小規模離島における日常生活に必要な環境の維持(17条の6) 等

3. 離島振興法の体系



国、地方公共団体その他の者による
離島振興計画に基づく事業の実施
(法第5条)

※「主務大臣」は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

4. 法期限

令和15年3月31日

離島振興法の一部を改正する法律(議員立法) 概要

令和4年11月28日公布
令和5年4月1日施行

従前に規定されていた主な事項	改正事項
<p>1. 法の目的 <small>「」内の条文は一部要約したもの</small></p> <p>・「領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等重要な役割を担う離島が、厳しい自然的社会的条件下にあることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。」</p> <p>2. 国の責務</p> <p>・「国は、離島の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。」</p> <p>3. 離島振興対策実施地域の指定 4. 離島振興基本方針</p> <p>5. 離島振興計画</p> <p>・「都道府県は、離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を定めるよう努めるものとする。」(策定時は市町村が案を作成) 「基本的な方針のほか、交通、通信、産業、雇用、生活環境、医療、介護、福祉、教育、再工業、防災等について記載」</p>	<p>I. 総則的事項</p> <p>(1) 目的の改正【第1条】</p> <p>①離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加 ②離島振興において、「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいく視点を追加</p> <p>(2) 都道府県の責務(新設)【第1条の3】</p> <p>・都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設</p> <p>II. 離島振興計画の記載事項の充実等</p> <p>(1) 基本方針等に「橋梁の整備」を明記【第3条】 (2) 離島振興計画の記載事項の充実【第4条】</p> <p>①計画の目標及び期間・フォローアップに関する事項 ②地域の特性に応じた産業振興に関する事項 ③都道府県による離島市町村への支援に関する事項 (3) 石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表を明記【第7条の4】</p>
<p>6. 補助割合の特例、離島活性化交付金等</p> <p>7. 離島に対する各種配慮規定</p> <p>【公共事業について特別の配慮】 【地方債について特別の配慮】 【医療】 ・医師の確保等の医療の充実について適切な配慮 【介護・福祉】 ・介護サービスの提供、従事者確保等について適切な配慮 ・福祉施設の整備等について適切な配慮 【交通・通信】 ・交通の確保充実等について特別の配慮 ・高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮 【産業振興】 ・農林水産業の生産基盤強化等について適切な配慮 【就業促進】 ・職業能力開発のための施策等について適切な配慮 【生活環境整備】 ・住宅等、生活環境の確保のための施策について適切な配慮 【教育】 ・島外の学校に通学する生徒等への支援について適切な配慮 ・教職員の確保について特別の配慮 ・学校教育の充実、生涯学習振興について適切な配慮 【エネルギー】 ・再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮 【地域文化振興について適切な配慮】 【観光振興・地域間交流について適切な配慮】 【自然環境の保全再生について適切な配慮】 【防災】 ・防災対策の推進について適切な配慮 【その他法律の規定の運用等について適切な配慮】</p> <p>8. 離島振興法の法期限(令和4年度末まで)</p>	<p>III. 離島に対する配慮規定の充実</p> <p>(1) 医療【第10条】</p> <p>・住民が安心して生活できるよう、医師不足等の状況に鑑み、医師の確保等の医療の充実について特別の配慮とする。 ・地理的な制約を和らげ、住民負担の軽減に資する「遠隔医療」について配慮規定に明記</p> <p>(2) 介護・福祉【第10条の2、第11条】</p> <p>・介護の担い手不足が深刻化する中、離島の介護従事者を確保するため「島内人材等の活用促進」、「介護ロボットの導入」について配慮規定に明記 ・多様な方々が離島に住み続けられるよう「障害者福祉」、「児童福祉」についても配慮規定に明記</p> <p>(3) 交通・通信【第12条、第13条】</p> <p>・「高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資」、「ドローンの活用」について配慮規定に明記 ・情報通信基盤はICT活用のための基礎的インフラであるため、高度情報通信ネットワークの充実について特別の配慮とする。 ・高度情報通信ネットワークの充実を図る上で離島の負担となりうる「維持管理」について配慮規定に明記</p> <p>(4) 産業振興【第14条】</p> <p>・昨今の社会の変化を踏まえ、「場所に制約されない働き方の普及」について配慮規定に明記</p> <p>(5) 就業促進【第14条の2】</p> <p>・人口減少が進む離島において、担い手確保を図るため、「高齢者の就業促進」について配慮規定に明記</p> <p>(6) 生活環境整備【第14条の3】</p> <p>・定住促進を図る上で有効な空家改修による住宅の確保を促進するため、「空家活用」について配慮規定に明記</p> <p>(7) 教育【第15条】</p> <p>・将来の関係人口にもつながる「離島留学」及び教育の質の向上等につながる「遠隔教育」について配慮規定に明記 ・小中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定に明記</p> <p>(8) エネルギー【第17条の3】</p> <p>・全国的な脱炭素化の動きが高まる中、「再生可能エネルギーの利用推進施策の充実」や「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」について配慮規定に明記</p> <p>(9) 防災【第17条の4】</p> <p>・離島の風水害や地震への対策を進めるため、「事前防災、減災等に資する国土強靱化」について配慮規定に明記</p> <p>(10) 感染症発生時等(新設)【第17条の5】</p> <p>・感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上について配慮規定を新設</p> <p>(11) 小規模離島への配慮(新設)【第17条の6】</p> <p>・高齢化が進む小規模離島について、日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮する規定を新設</p> <p>(12) 規制の見直し(新設)【第18条の2】</p> <p>・離島に係る規制の見直しについて提案があった場合の配慮規定を新設</p> <p>IV. 離島振興法の法期限の延長【附則第2項】</p> <p>離島振興法の法期限を10年間延長する(令和14年度末まで) ※改正後5年経過した場合、必要に応じて見直し等を講じる</p>

国庫補助率の嵩上げと公共事業予算の一括計上

○離島振興関係公共事業予算
の一括計上【国土交通省計上】
・離島振興関係の公共事業予算
については、離島振興計画に基
づく事業が円滑に遂行されるよう
にするため、昭和32年の閣議了
解に基づき、昭和33年度以降経
済企画庁(現国土交通省)予算に
一括計上されることとなった。

一括計上の内容

- ・治山治水
- ・道路整備
- ・港湾空港
- ・道路環境整備
- ・水道廃棄物処理
- ・農林水産基盤整備
- ・社会資本整備交付金



主な事業につ
いては、離島
振興法におい
て嵩上げ措置
が規定されて
いる。

○離島振興法において、離島の公共事業における
国庫補助率の嵩上げ措置が規定されている。

公共事業における補助率の比較(主要事業)		
事業名	離島	内地
港湾事業 重要港湾、地方港湾 外郭施設の建設又は改良 係留施設の建設又は改良	8/10 6/10	5/10、4/10 5/10、4/10
空港事業 地方管理空港	8/10	5/10
水産基盤整備事業 第一種、二種、三種漁港 外郭施設の修築 係留施設の修築	80/100 60/100	50/100 50/100
道路事業 地方道 離島架橋	2/3	—
簡易水道事業 水道施設の新設又は増設	1/2	1/4、1/3、4/10

※一括計上に含まれない公共事業として、公立学校(補助率
5.5/10)、保育所(補助率1/2～5.5/10)等がある。

離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等(ソフト事業等)への支援(離島活性化交付金等事業計画)

離島振興法施行令第4条第1項各号に規定する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等について適用される国の支援措置等

離島振興計画に基づく事業等のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するための計画(離島活性化交付金等事業計画)を都道府県が市町村等からの意見聴取等を経て作成。

国は都道府県又は離島関係市町村等に対し、事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金等の交付を行うことができる。

離島振興法施行令第4条第1項各号	国の支援措置等	事業等所管大臣等
A 高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に関する事業	無線システム普及支援事業費等補助金のうち無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業) 無線システム普及支援事業費等補助金のうち無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)	総務大臣
B 物資の流通の効率化に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	国土交通大臣
C 漁業の再生に関する事業	離島漁業再生支援交付金	農林水産大臣
D 雇用の拡充に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	国土交通大臣
E 無医地区及びへき地における医療の確保に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業	国土交通大臣
	医療施設運営費等補助金のうち一部事業	厚生労働大臣
	医療施設等設備整備費補助金のうち一部事業 医療施設等施設整備費補助金のうち一部事業	
F 妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦が当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援に関する事業	離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援に係る地方財政措置	内閣総理大臣 総務大臣
G 高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設(以下この号において「高等学校等」という。)が設置されていない離島の区域(当該離島の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該離島のうち一の市町村の区域に属する区域。以下この号において同じ。)内から当該離島の区域外に所在する高等学校等への通学又は当該高等学校等へ通学するための当該離島の区域外における居住に対する支援に関する事業	へき地児童生徒援助費等補助金のうち離島高校生修学支援事業	文部科学大臣
H 離島と他の地域との間の交流の促進に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	国土交通大臣
I 防災対策の推進に関する事業(国土保全施設の整備を除く。)	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	
J 離島の振興に寄与する人材の確保に関する事業	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業	
K 前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業等を所管する大臣と協議して指定する事業等	(今後必要に応じて事業等を検討)	

離島活性化のための交付金

離島活性化交付金 令和5年度予算額: 10.5億円(前年度予算額: 13.0億円)
令和4年度補正予算額: 5.2億円(令和3年度補正予算額: 2.6億円)
離島広域活性化事業(新規)は、社会資本整備総合交付金5,491.9億円の内数

離島振興法改正(令和4年11月公布、令和5年4月施行)も踏まえ、離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト施策は離島活性化交付金(既存)で、ハード事業は離島広域活性化事業(新規)で支援する枠組みとし、支援対象事業を拡充、一層の離島振興を図る。

離島活性化交付金 (拡充)

目的: 戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図る。

※下線が拡充等部分

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - 雇用の創出のための戦略産品開発
 - 輸送費支援
 - 企業誘致等促進
- ・定住誘引事業
 - U・J・Iターン希望者のための情報提供
- ・流通効率化事業
- ・デジタル技術等新技术活用促進事業
- ・小規模離島等生活環境改善事業
- ・安全・安心向上事業

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
- ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進

離島広域活性化事業 (新規)

目的: 一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

○定住促進住宅整備事業

- ・定住促進住宅の整備(既存施設の改修等及び新築)

○定住誘引施設整備事業

- ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築)

○流通効率化関連施設整備事業

- ・冷蔵倉庫、荷さばき施設等の整備

○定住基盤強化事業

- ・避難施設の整備等
- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

※下線は従前離島活性化交付金にて支援を実施していなかったもの。

◆主な補助率: 都道府県、市町村…各事業の1/2以内
民間団体…各事業の1/3以内

離島振興対策実施地域の指定状況

離島振興対策実施地域は、離島振興法第2条に基づき主務大臣(国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣)が国土審議会の意見を聴いて、同法第1条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を指定。

離島振興対策実施地域数は、77地域(指定地域内の有人離島数は256島)

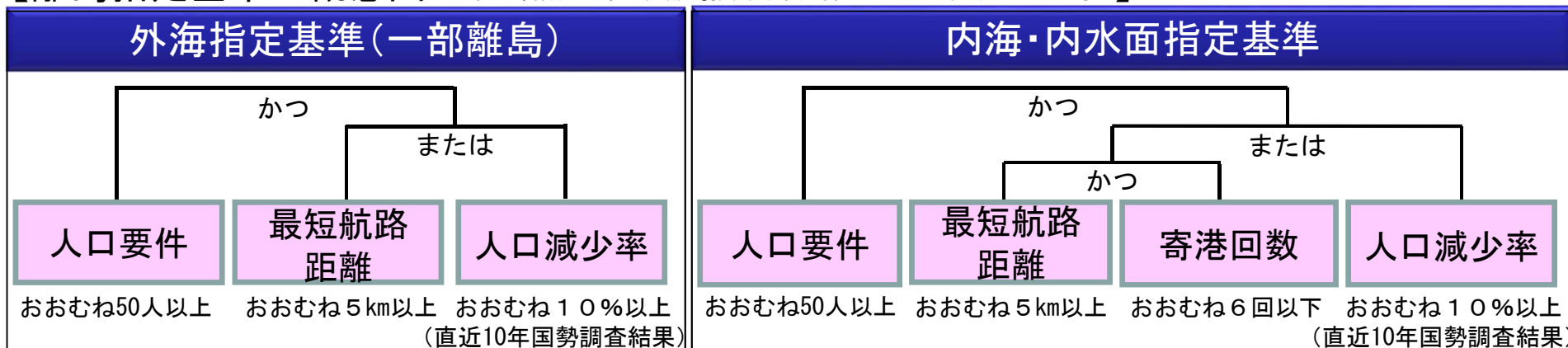


離島振興対策実施地域の指定基準について(H25見直し)

○ 離島振興対策実施地域は、離島振興法第2条に基づき主務大臣(国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣)が国土審議会の意見を聴いて、同法第1条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を指定。

○ 現行の離島指定基準は、第10回離島振興対策分科会(平成25年4月11日)において見直されたもの。

【離島指定基準の概念図 ※国土審議会 第10回離島振興対策分科会(平成25年4月11日)了承】



○見直し後の指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第1条の目的に沿うよう行う。

見直しのポイント

- ・人口要件について、「100人以上」から「50人以上」に緩和
- ・航路条件について、内海離島の最短航路距離を外海に合わせ「おおむね5km以上」とし、寄港回数を「おおむね3回以下」から「おおむね6回以下」に緩和
- ・人口減少率「10年間でおおむね10%以上」を新たに設定

平成25年以降新たに指定となった離島

- 平成25年7月
 沖島(滋賀県)、前島(岡山県)、似島(広島県)、小豆島・
 沖ノ島(香川県)、興居島(愛媛県)
- 平成27年7月
 大島(香川県)

離島振興対策実施地域の指定解除の手続き

- 離島振興法では、離島振興対策実施地域の指定については規定しているが、地域の指定解除については規定されていない。
- 運用として、指定解除する際には、主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が本土との間に常時陸上交通の確保を含め、その離島の条件不利性が解消されたか検討を行い、国土審議会の意見を聴いて、解除している。
- 内閣法制局見解(昭和52年10月11日)によれば、内閣総理大臣(現在は主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣))に離島振興法の目的を達成するために必要か否かの認定の権限及び離島振興対策実施地域としての指定の権限を与えている以上、一定の要件を備えるに至ったときは指定を解除しうるものと解されている。

【離島振興対策実施地域の指定解除に関する内閣法制局第1部見解】(昭和52年10月11日)

- ① 離島振興法第2条の規定により内閣総理大臣に法第1条の目的を達成するために必要か否かの認定の権限及び離島振興対策実施地域としての指定の権限を与えている以上、一定の要件を備えるに至ったときは、指定を解除しうるものと解する。
- ② 離島に架橋が行われた場合に、離島振興対策実施地域の指定を解除すべきか否かについては、架橋により本土より隔絶せる離島の特殊事情よりくる後進性を生む要因が解消されたと認められ、かつ離島振興対策実施地域として特別の対策を講ずる必要がなくなったときに解除が可能である。

架橋に伴う離島振興対策実施地域の指定解除基準について

- 離島振興対策実施地域の離島に架橋事業が行われ、常時陸上交通が確保されることになった場合には、地域指定を解除することとなっている。(離島振興対策実施地域の指定解除基準(昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定))

【離島振興対策実施地域の指定解除基準】

【離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて】(昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定)(抄)

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律(これに基づく命令を含む。)に基づき架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。

ただし、上記の要件に該当する場合であっても本土との間に常時陸上交通が確保されない一定の要件に該当する集落が存するという特別な事情がある場合には、当該事情が解消するまで、当該地域の一部についての指定解除を猶予することができるものとする。

なお、ここで「常時陸上交通が確保された場合」とは、普通自動車が通常特段の障害(一時的な交通渋滞による障害を除く。)なく通行できる道路(道路法の規定に基づく道路のほか、農道、林道、漁港関連道等常時公開されている道路を含む。)によりある地点と他の地点とが連結されている状態をいう。

さらに、また「一定の要件に該当する集落」とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」(昭和37年政令第301号)第1条の規定による辺地の要件のうち、前段の要件に該当するものをいう。

【これまで、この基準(架橋の整備)により指定解除された島の数 58島】

< 検討内容1 >

架橋に伴う指定解除のあり方の検討

現在の指定解除基準の経緯(1)

○第31回離島振興対策審議会(昭和41年12月12日)において、架橋事業が行われた場合の指定地域の取り扱いについて、指定解除基準を審議して了承。

離島振興法に基づく指定地域に同法及び他の法律(これに基づく命令を含む)によって架橋事業が行われ、これによって指定地域の全部または一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることとなった場合は、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして当該地域の全部または一部について指定を解除する措置をとることとする。この場合、準備に当てるため、上記の事項が発生した年度の次の年度に限り猶予期間を置くことができるものとする。

○第40回離島振興対策審議会(昭和49年9月24日)において、第31回離島振興対策審議会が決定した架橋に基づく指定解除基準の見直しの必要が唱えられ、これを含めて今後、解決を要する種々の問題を研究するため、諮問機関として離島振興対策研究委員会が昭和49年11月27日に設置。

○研究委員会は、離島振興対策審議会の学識経験者3人を含め大学研究者、有識者等9人を委員とし、昭和50年11月に第1回が開催され、その後も2回開催されたが、昭和43年3月に天草島の一部が指定解除されて以降、次々に解除が行われてきた事実の積み重ねの前には、「離島振興法にいう離島とは、本土より隔絶せる島であり、架橋等により常時陸上交通が確保され、その隔絶性が解消された場合には、指定解除の措置をとるというこれまでの原則は変更すべきではない」との結論に進んでいった。

○第42回離島振興対策審議会(昭和51年9月21日)において、第31回離島振興対策審議会が決定した指定解除基準を研究会で検討(見直す)することになった。

○従来の研究委員に都道府県、離島市町村の代表も加え、昭和51年12月及び昭和52年5月の2回の研究会が開催され、その討議要旨は次ページのとおり。

現在の指定解除基準の経緯(2)

○離島地域の指定解除基準に関する研究会 討議要旨

(1) 離島振興法にいう離島の取扱いとの関連で「現行の解除基準を緩和すべきかどうか」というのが、主な論点であったが、以下のように緩和すべきでは無いとの結論に達した。

(ア) 離島振興法にいう離島とは本土より隔絶せる島であり、架橋等によりその隔絶性が解消された場合(指定地域外の架橋を含む)には、指定解除の措置をとるのが当然である。

(イ) 離島振興法にいう後進性とは、隔絶せる離島の特殊事情よりくるものである。従って架橋等によりその隔絶性が解消されたうえでの後進性の除去については、例えば過疎法、辺地法等の後進地域立法の適用により対処すべきである。

(ウ) 本土との間の架橋が可能な島は、一般的に条件の良いところであり、指定を解除された場合にいくらか後遺症が残るとしても、それは他の離島に比べれば問題にならない程度のものである。

(エ) 現行の解除基準を緩和することは、指定離島間(既解除島を含む)に種々の不公平を生じることがばかりでなく、真に離島振興対策を必要とする地域に重大な悪影響を及ぼす。

(オ) なお、隔絶性の有無は架橋が行われたかどうかで判断すべきであり、有料橋、無料橋によって区別すべきではない。

(2) 離島振興法に基づき指定された離島は、上記のような基本認識に基づくこととするが、現行の解除基準における「架橋事業が行われ、これによって本土との間の常時陸上交通が確保された場合」という表現については、その具体的内容を明確にすべきである。

(3) 解除地域に対しては、国庫補助率等の激変緩和のための財政措置を十分配慮すべきである。

○研究会の討議を踏まえ、現行の指定基準が、第43回離島振興対策審議会(昭和53年3月27日)において決定。

現行の指定解除基準について

【離島振興対策実施地域の指定解除基準】

【離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて】(昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定)

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律(これに基づく命令を含む。)に基づき架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、**当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。**

この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。

ただし、上記の要件に該当する場合であっても本土との間に**常時陸上交通が確保されない一定の要件に該当する集落が存するという特別な事情**がある場合には、**当該事情が解消するまで、当該地域の一部についての指定解除を猶予**することができるものとする。

上記解除基準のうち、「離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合」とは、それぞれに次に掲げる場合をいう。

ア 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在する場合には、当該市役所又は町村役場の所在地(当該市町村が合併市町村である場合には、当該市役所又は町村役場の所在地並びに当該市役所又は町村役場以外の場所にある当該市町村の離島振興対策実施地域内の昭和28年10月1日における町村の役場(以下「旧町村の役場」という。))の所在地と本土との間に常時陸上交通が確保された状態になった場合

イ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在しない場合であって、当該市町村の離島振興対策実施地域に旧町村の役場が所在していた場合には、その役場の所在地と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合

ウ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場並びに旧町村の役場が所在しない場合には、当該島しょの人口最大集落と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合

なお、ここで「常時陸上交通が確保された場合」とは、普通自動車が通常特段の障害(一時的な交通渋滞による障害を除く。)なく通行できる道路(道路法の規定に基づく道路のほか、農道、林道、漁港関連道等常時公開されている道路を含む。)によりある地点と他の地点とが連結されている状態をいう。

さらに、また「一定の要件に該当する集落」とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」(昭和37年政令第301号)第1条の規定による辺地の要件のうち、前段の要件に該当するものをいう。

【離島振興法に基づく指定地域と本土との間に干拓埋立事業等が行われ、これによって本土と地続きになった場合の指定地域の取扱いについて】(昭和43年9月20日 第34回離島振興対策審議会決定)

離島振興法に基づく指定地域と本土との間に干拓、埋立事業等が行われ、これによって指定地域が本土と地続き(最高高汐面以上)になった場合は、離島とは認められないので、当該地域について指定を解除する措置をとることとする。

ただし、この場合、上記の隔絶性解消の確認は、当該年度の末日をもって行うこととし、準備にあてるため、次の年度の限り、猶予期間をおくことができるものとする。

離島振興対策実施地域 指定解除実績①

指定解除年次	解除年月日	地域名	解除地域（県名・市町村名・島名）		指定解除の要因	架橋通行料の有無	
						解除時	現在
第1次	昭和43年3月31日	天草島	熊本県 上天草市	大矢野島（全部）、前島（全部）、永浦島（全部）、樋合島（全部）、天草上島（全部・一部解除）	天草五橋（昭和41年9月24日） ※一号橋（天門橋）、二号橋（大矢野橋）、三号橋（中の橋）、四号橋（前島橋）、五号橋（松島橋）	有料	無料 (S50.8.10)
第2次	昭和44年3月31日	天草島	熊本県 天草市	天草上島（全部・一部解除）、天草下島（全部・一部解除）	天草五橋（昭和41年9月24日）	有料	無料 (S50.8.10)
		平戸諸島	長崎県 松浦市	福島（全部）	福島大橋（昭和42年10月11日）	無料	無料
		柏島	高知県 大月町	柏島（全部）	柏島橋（昭和42年）	無料	無料
第3次	昭和45年3月31日	香焼島	長崎県 長崎市	香焼島（全部）	埋め立て（1960年代後半）	-	-
		塩飽諸島	香川県 坂出市	沙弥島（全部）、瀬居島（全部）	埋め立て（昭和43年）	-	-
第4次	昭和46年3月31日	熊毛群島	山口県 上関町	長島（全部）	上関大橋（昭和44年5月）	無料	無料
第5次	昭和50年3月31日	天草島	熊本県 宇城市	戸馳島（全部）	戸馳大橋（昭和48年）	無料	無料
第6次	昭和51年3月31日	長島	鹿児島県 長島町	長島（全部）、諸浦島（全部）	黒之瀬戸大橋（昭和49年4月9日）	有料	無料 (H2.9.21)
第7次	昭和54年3月31日	周防大島諸島	山口県 周防大島町	屋代島（一部）	大島大橋（昭和51年7月4日）	有料	無料 (H8.6.1)
	昭和54年3月31日	平戸諸島	長崎県 平戸市	平戸島（全部・一部解除）	平戸大橋（昭和52年4月4日）	有料	無料 (H22.4.1)
	昭和55年3月31日	平戸諸島	長崎県 平戸市	平戸島（全部・全部解除）	平戸大橋（昭和52年4月4日）	有料	無料 (H22.4.1)
第8次	昭和55年4月1日	天草島	熊本県 上天草市 天草市 苓北町	天草上島（全部・全部解除）、天草下島（全部・全部解除）、維和島（全部）、野牛島（全部）、樋島（全部）、通詞島（全部）、下須島（全部）	通天橋（昭和46年）、樋島大橋（昭和47年） 西大維橋（昭和49年）、通詞大橋（昭和50年） 東大維橋（昭和50年10月）	無料	無料
		倉橋群島	広島県 呉市	倉橋島（一部）、鹿島（全部）	音戸大橋（昭和36年12月3日） 鹿島大橋（昭和50年12月6日）	無料	無料
		江能群島	広島県 江田島市	江田島・能美島（一部）、沖野島（全部）	早瀬大橋（昭和48年10月28日）	無料	無料
第9次	昭和58年4月1日	大根島	島根県 松江市	大根島・田島（全部）	堤防道路（昭和55年）	-	-
		天草諸島	熊本県 上天草市	野釜島（全部）	野釜大橋（昭和55年）	無料	無料
第10次	昭和59年4月1日	能登島	石川県 七尾市	能登島（全部）	能登島大橋（昭和57年4月3日）	有料	無料 (H10.7.1)
第11次	昭和60年4月1日	芸備群島	広島県 尾道市	因島（一部）	因島大橋（昭和58年12月4日） （瀬戸内しまなみ海道）	有料	有料
		周防大島諸島	山口県 周防大島町	沖家室島（全部）	沖家室大橋（昭和58年3月）	無料	無料
第12次	昭和63年4月1日	樺島	長崎県 長崎市	樺島（全部）	樺島大橋（昭和61年1月）	無料	無料

離島振興対策実施地域 指定解除実績②

指定解除年次	解除年月日	地域名	解除地域（県名・市町村名・島名）		指定解除の要因	架橋通行料の有無	
						解除時	現在
第13次	平成3年4月1日	備後群島	広島県 福山市	横島（全部）、田島（全部）	睦橋（昭和54年8月10日） 内海大橋（平成元年10月4日）	無料	無料
		玄海諸島	佐賀県 唐津市	加部島（全部）	呼子大橋（平成元年4月）	無料	無料
第14次	平成5年4月1日	平戸諸島（生月島）	長崎県 平戸市	生月島（全部）	生月大橋（平成3年7月31日）	有料	無料 (H22.4.1)
		芸備群島	広島県 尾道市	生口島（一部）、高根島（全部）	生口橋（平成3年12月8日） （瀬戸内しまなみ海道）	有料	有料
第15次	平成10年4月1日	長島	鹿児島県 長島町	伊唐島（全部）	伊唐大橋（平成8年8月2日）	無料	無料
第16次	平成13年4月1日	大島	和歌山県 串本町	紀伊大島（全部）	くしもと大橋（平成11年9月8日）	無料	無料
		蒲刈群島	広島県 呉市	上蒲刈島（全部）、下蒲刈島（全部）	蒲刈大橋（昭和54年10月） 安芸灘大橋（平成12年1月）	有料	有料
		越智諸島	愛媛県 今治市	大三島（全部）、伯方島（全部）、大島（全部）	多々羅大橋、来島海峡大橋（平成11年5月1日） （瀬戸内しまなみ海道）	有料	有料
		蠣ノ浦大島	長崎県 西海市	大島（全部）、寺島（全部）、蛸浦島（全部）、崎戸島（全部）	大島大橋（平成11年11月11日）	有料	無料 (H23.4.1)
第17次	平成14年4月1日	響灘諸島	山口県 下関市	角島（全部）	角島大橋（平成12年11月3日）	無料	無料
第18次	平成22年4月1日	下大崎群島	広島県 呉市	豊島（全部）、大崎下島（全部）	豊浜大橋（平成4年11月30日） 平羅橋（平成7年8月1日）、岡村大橋（平成7年8月29日）	無料	無料
		関前諸島	愛媛県 今治市	岡村島（全部）	中の瀬戸大橋（平成10年10月6日） 豊島大橋（平成20年11月18日）		
第19次	平成23年4月1日	平戸諸島	長崎県 松浦市	鷹島（全部）	鷹島肥前大橋（平成21年4月18日）	無料	無料
第20次	平成24年4月1日	伊王島	長崎県 長崎市	伊王島（全部）、沖ノ島（全部）	伊王島大橋（平成23年3月27日）	無料	無料
第21次	平成27年4月1日	沼島・灘	兵庫県 洲本市 南あわじ市	淡路島（一部）	大鳴門橋（昭和60年6月8日） 明石海峡大橋（平成10年4月5日） ※架橋後、県道整備事業完了まで指定。	有料	有料
		高島	島根県 益田市	高島（全部）	昭和50年無人化	-	-
第22次	平成29年4月1日	日生諸島	岡山県 備前市	鹿久居島（全部）、頭島（全部）	備前日生大橋（平成27年4月16日）	無料	無料
第23次	平成30年4月1日	九島	愛媛県 宇和島市	九島（全部）	九島大橋（平成28年4月3日）	無料	無料
第24次	令和3年4月1日	大島	宮城県 気仙沼市	大島（全部）	気仙沼大島大橋（平成31年4月7日）	無料	無料

架橋事業等による指定解除	58
干拓埋立事業等による指定解除	3
無人化による指定解除	1

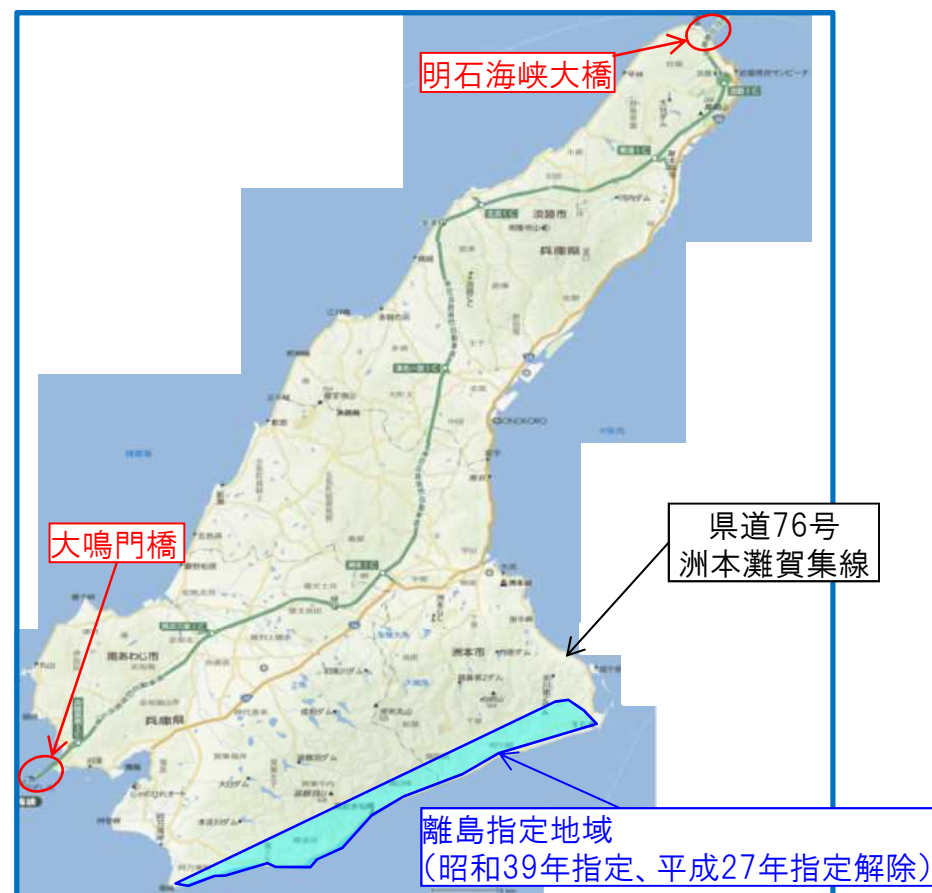
※指定地域全体が無人にならない限り、島単位で無人になった場合では、指定解除はしない。

架橋後も指定解除が猶予された事例

- 架橋が整備され、常時陸上交通が確保されることとなった場合は、指定解除となるが、現行の指定解除基準においては、常時陸上交通が確保されない集落がある場合には、指定解除を猶予することができる。これに基づき、兵庫県淡路島の一部は指定解除が猶予された。

【兵庫県淡路島(一部)の例】

- 淡路島の一部を離島振興対策実施地域(昭和39年7月)に指定
- 昭和60年に大鳴門橋、平成10年に明石海峡大橋が架橋されたが、指定地域においては一部道路整備が未了であったことから、指定解除を猶予。
- その後、県道が開通し、常時陸上交通が確保されたことから、同地域は平成27年に指定解除。



改正離島振興法の附帯決議

- 衆議院国土交通委員会(第210回臨時国会)及び参議院国土交通委員会(第210回臨時国会)の離島振興法の附帯決議において、「離島と本土等との間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること」が決議された。

【離島の振興に関する件(令和4年11月9日衆議院国土交通委員会決議)(抄)】

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等との間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。

【離島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和4年11月15日参議院国土交通委員会決議)(抄)】

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等との間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。

離島振興対策分科会における意見

離島指定検討部会における検討事項

- 改正離島振興法の附帯決議を踏まえ、離島指定検討部会において、離島と本土の間に架橋が整備された際の地域の実情に配慮した指定解除のあり方について検討する。

国土審議会第21回離島振興対策分科会 委員提出資料(抄)

令和5年2月22日開催

・離島振興法の改正に当たっての附帯決議に則り、地域指定の解除基準の見直しを確実に行うことを提案します。またこの基準によって、地域指定が既に解除になった島しょについても、その解除が適切であったかについても十分に検討すること、現在、架橋通行料などの負担がある島しょについて何らかの支援策の検討をお願いします。

国土審議会第22回離島振興対策分科会 議事録(抄)

令和5年5月24日開催

・離島振興法の改正におきまして、小規模離島の位置づけであるとか、また、関係人口という大変大事な視点でございますので、これからの検討部会におきまして有識者の方々が現地調査をされる予定でございますので、現地の声、地元の声をしっかり聞いていただきながら、その実情に応じた形で対応をぜひともしていただきたい。

指定解除のあり方についての検討の論点①(案)

論点(案)

①架橋等が整備され、常時陸上交通が確保された場合の離島振興対策実施地域の指定を解除する原則について。

・現行の指定解除基準上は、架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとされている。

・現行法には「隔絶性」という文言はないが、「四方を海等に囲まれ」た「他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み」離島振興法が制定されていることから、架橋によって四方を海等に囲まれた状況が解消した際には指定解除は検討すべきではないか。

・架橋の整備によって、離島固有の課題が解消したか、いくつかの指定解除された離島を対象として、その整備効果を確認した上で、この原則の考え方を議論してはどうか。

離島振興法における「隔絶性」の規定について

離島振興法改正の変遷(隔絶性について)

第1～4次(昭和28～平成4年度)	第5次(平成4～14年度)	第6次(平成15～24年度)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情よりくる後進性を排除するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施することによって、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、本土より隔絶せる離島の特殊事情よりくる後進性を排除するための基礎条件の改善及び産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>

第7次(平成25～令和4年度)	第8次(令和5～14年度)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに地域における創意工夫を生かすとともに離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>

注:下線部は法律期限切れ時の改正内容

指定解除のあり方についての検討の論点②(案)

論点(案)

②現行の指定解除基準では、常時陸上交通が確保されている場合には、継続事業の有無にかかわらず、架橋事業完成後の翌年度末に指定解除されている。

- ・継続中の離島振興事業がある場合の地域の実情に応じた指定解除猶予の考慮について。
- ・指定解除を猶予する場合の解除時期の考え方について。

- ・現行の基準による架橋後の指定地域における常時陸上交通が確保されない(道路整備が未了)地域が存する場合(淡路島の事例)は、その状況が解消するまでは、これまでと同様に指定の解除を猶予することは妥当か。
- ・離島振興計画に位置付けられている事業については、架橋後も継続する場合は、事業の実施内容に応じて、指定解除猶予を考慮すべきかどうか。
- ・指定解除を猶予する場合の解除時期(期間)については、実施中の事業の終期を考慮すべきかどうか。

指定解除市町村に対する財政上の助成措置について

離島振興対策実施地域の指定を解除した市町村に対する財政上の負担軽減措置として、解除後の国庫補助率引き下げによる市町村負担増加額に対し、過疎債、辺地債対象事業については、一定の割合で特別枠を設定するとともに、指定解除市町村の実質負担増加額について一定の割合で特別交付税に算入することができる。

すなわち、指定解除市町村のうち、過疎債及び辺地債配分可能団体に対しては、4年間に限り、当該年度における過疎債及び辺地債対象事業に係る地方負担増加額について、0.8、0.6、0.4、0.2の割合で特別枠を配分している。

また、指定解除市町村の当該年度一般財源実質負担増加額について4年間に限り、0.8、0.6、0.4、0.2の割合で特別交付税に算入することができる。

ここで、

①当該年度における過疎債及び辺地債対象事業とは、当該年度の予算において、国庫補助の対象となった過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第1項及び同法施行令第7条に列挙されている施設並びに辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項及び同法施行令第2条に列挙されている施設に係る事業をいう。したがって、実際に過疎債(辺地債を含む。以下同じ。)を充当した事業ないしは過疎債充当額をさすものではない。

②また地方負担増加額とは、指定解除に伴い当該年度における上記の事業に係る国庫補助率の引き下げによる地方負担増加額から県負担額を控除した額をいう。

③さらにこの措置に基づく過疎債は、通常ベースの過疎債とは別枠として配分し、離島振興一括計上事業のほか、その他の補助事業並びに市町村単独の適債事業にも充当してよいこととされている。

架橋の整備効果の確認

架橋後の整備効果整理のポイント(項目)(案)

以下の項目について、人口要件を満たさなくなった離島地域の点検に併せて、いくつかの指定解除された離島の現地調査を実施してはどうか。

・架橋によって本土との往来が可能となったことに伴う以下の項目について確認

- ①人の移動、物資等の輸送に要する費用の低減効果
- ②産業振興の効果
- ③医療及び介護・福祉等の効果
- ④災害時の避難
- ⑤観光振興の効果
- ⑥教育の充実の効果
- ⑦架橋によってもなお残る離島特有の課題の有無
(本土の中山間地域や過疎地域には生じていない課題)

<検討内容2>

人口要件を満たさなくなった離島地域の検討

令和2年国勢調査を踏まえた離島振興対策実施地域の点検(案)

- 令和2年国勢調査の結果、指定基準の要件の一つである人口おおむね50人以上※を満たさなくなった離島地域は10地域。 ※「おおむね50人以上」の定義については、10%の範囲とし、一の位を四捨五入して50人以上と解釈している。
- 10地域について、指定基準の運用に関する留意事項の1. に基づき、今後の振興方針等を点検し、指定解除の停止の妥当性を検討する。

○見直し後の指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。

都道県名	指定地域名	島名	市町名	人口(H22)	人口(H27)	人口(R2)	人口減少率(H22→R2)	外海全部 外海一部 内海	寄港回数(回/日)	航路距離(km)	H27国勢調査に基づく点検結果
北海道	小島	小島	厚岸町	13人	12人	8人	38.5%	外海一部	-	-	猶予
岡山県	犬島	犬島	岡山市	54人	44人	36人	33.3%	内海	7	2.2	猶予
	児島諸島	松島	倉敷市	3人	3人	4人	23.1%	内海	-	-	猶予
		六甲島	〃	10人	7人	6人		内海	-	-	
広島県	下大崎群島	三角島	呉市	61人	34人	16人	64.6%	内海	5	1.3	(今回新規)
		斎島	〃	18人	15人	12人		内海	5	5.4	
愛媛県	越智諸島	鵜島	今治市	33人	23人	19人	49.0%	内海	7	1.5	猶予
		津島	〃	18人	13人	7人		内海	4	4.0	
	来島群島	小島	今治市	25人	11人	7人	57.9%	内海	10	1.8	(今回新規)
		来島	〃	23人	15人	14人		内海	10	0.9	
		馬島	〃	25人	20人	9人		内海	6	3.8	
		比岐島	〃	3人	3人	2人	内海	-	-		
	青島	青島	大洲市	19人	17人	5人	73.7%	内海	2	13.5	猶予
宮崎県	南那珂群島	大島	日南市	11人	1人	2人	69.4%	外海一部	4	3.4	猶予
		築島	串間市	25人	9人	9人		外海一部	-	-	
鹿児島県	桂島	桂島	出水市	13人	8人	12人	7.7%	外海一部	-	-	猶予
	新島	新島	鹿児島市	4人	0人	2人	50.0%	内海	3	1.7	猶予

赤字: 基準値未滿

これまでの点検の経緯

○平成25年度点検(平成25年6月27日 第11回国土審議会離島振興対策分科会)

- ・見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項1に基づき、平成25年度の点検では、人口要件を満たさなくなった離島地域について「離島振興法第1条の目的を踏まえた今後の振興方針」、「振興方針に則した成果目標」、「振興策の実施体制」、「具体の振興事業」などを確認し、「南那珂群島」は、当面の間、指定解除を停止することとなった。
- ・それ以外の5地域(小島、児島諸島、青島、桂島、新島)については、具体の振興事業が乏しかったなどの事情から、指定解除を「停止」するには至らず、次回、平成27年国勢調査結果に基づく点検まで指定解除を「猶予」することとなった。

○令和2年度点検(令和3年2月10日 第18回国土審議会離島振興対策分科会)

- ・平成27年国勢調査結果に基づく令和2年度の点検については、「犬島」、「越智諸島」が点検対象地域として追加され、平成25年度に指定解除を猶予した離島地域(5地域)に加え、指定解除を「停止」と判断されていた「南那珂群島」についても人口減少が著しいため、点検対象とすることとし、全8地域が点検対象となった。
- ・令和2年度の点検は、振興方針等を確認した結果、8地域全てが指定解除を「猶予」することとされた。

○指定解除の停止：現行の離島振興計画期間中は指定解除を停止。

○指定解除の猶予：次期国勢調査結果に基づく点検まで指定解除を猶予。

平成27年国勢調査結果に基づく令和2年度の点検対象地域の点検結果

国土審議会第18回離島振興対策分科会 離島指定地域の点検結果より

令和3年2月10日開催

- 国土審議会離島振興分科会離島指定検討部会(令和2年10月27日)において、対象地域においては、小規模離島であるものの地域の特色に合わせた活動が行われており、前向きに産業振興や人口の維持・拡大等に取り組む姿勢を確認した。
さらに、各地域における今後の振興方針等を確認すると、離島振興計画を踏まえた取り組みがなされている。また、現行の離島振興計画の期間は令和4年度までであり、現段階では取組の途中段階でもある。
- 以上を踏まえると、国土審議会離島振興分科会離島指定検討部会においては、現時点において、いずれの対象地域も指定解除を猶予することが妥当であると判断する。

令和2年度に指定解除を猶予した離島振興対策実施地域

令和元年10月から令和2年1月にかけての現地調査を経て、第8回離島指定検討部会（令和2年10月27日）において点検の対象となる地域は8地域、いずれも指定解除を猶予することが妥当とされたところ。

都道県名	指定地域名	島名	市町名	人口 (H22)	人口 (H27)	人口減少率 (H17→H27)	外海全部 外海一部 内海	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	令和2年時 の点検結果
北海道	小島	小島	厚岸町	13人	12人	7.7%	外海一部	-	-	猶予
岡山県	犬島	犬島	岡山市	54人	44人	32.3%	内海	7	2.2	猶予
	児島 諸島	松島	倉敷市	3人	3人	41.2%	内海	-	-	猶予
		六口島	〃	10人	7人		10人	内海	-	
愛媛県	越智諸島	鵜島	今治市	33人	23人	48.6%	内海	7	1.5	猶予
		津島	〃	18人	13人		36人	内海	4	
	青島	青島	大洲市	19人	17人	51.4%	内海	2	13.5	猶予
宮崎県	南那珂 群島	大島	日南市	11人	1人	81.8%	外海一部	4	3.4	猶予
		築島	串間市	25人	9人		10人	外海一部	-	
鹿児島県	桂島	桂島	出水市	13人	8人	55.6%	外海一部	-	-	猶予
	新島	新島	鹿児島市	4人	0人	100%	内海	3	1.7	猶予

赤字:基準値未滿

小島の概要と振興方針

小島の概要

- ▶ 北海道厚岸郡厚岸町から南方0.9kmの厚岸湾口に位置する離島。
- ▶ 人口8人(令和2年)、面積0.05km²、本土との定期航路なし。必要に応じて自家用漁船により移動しており、所要時間は10分程度。
- ▶ コンブの採取期間である春季から秋季のみ居住し、冬季には全戸が本土へ移動。*
- ▶ 産業は、沿岸の昆布採取業のみ。*
- ▶ 昆布漁のために居住をしていることから、学校施設や介護サービスを必要とする居住者はいない。* ※R2当時



指定基準との関係

基準	判定	小島
人口おおむね50人以上	×	8人
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率:38.5%
(参考)最短航路距離5km以上	—	定期航路無し
(参考)寄港回数1日6回以下	—	定期航路無し

R2当時の振興方針

- 島の主要産業である漁業の生産高は平成20年度以降減少傾向にあるため、産業基盤の整備等により生産性が高く安定した水産業の振興を図ることで、夏場は島・冬場は本土という独特の生活スタイルを維持しながら、離島の自立的発展を促進。
- 波浪などによる海岸浸食の防止対策や防災貯水槽の整備等により島民の生活の安定を図り、半定住も含めた人口の拡大を目指す。

犬島の概要と振興方針

犬島の概要

- 岡山県岡山市の東南端、宝伝から約2kmの沖合に位置する離島。
- 人口36人(令和2年)、面積0.54km²、本土との航路距離2.2km、寄港回数7便/日。
- 近代化産業遺産である犬島精錬所跡を美術館として再生・保存し、現代芸術の島として脚光を浴びている。*
- 宿泊施設として短期滞在型生涯学習施設「犬島自然の家」や海水浴場に隣接した市営キャンプ場が整備されている。*
- 瀬戸内国際芸術祭の会場の1つ*

※R2当時



指定基準との関係

基準	判定	犬島
人口おおむね50人以上	×	36人
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率:33.3%
(参考)最短航路距離5km以上	×	宝伝～犬島2.2km
(参考)寄港回数1日6回以下	×	宝伝～犬島7便

R2当時の振興方針

- 住民の安全・安心で快適な暮らしとのバランスを保ちながら、文化・芸術の島として、芸術活動の継続やイベント開催などへの支援を通じ、交流人口の増加や犬島への関心の醸成など、島の活性化に努める。
- 高齢者が安心して快適に生活していくために、本土側の関係機関等と連携し、医療・福祉・介護サービスの充実に努める。
- 住民及び来島者の利便性向上のために本土側との交通アクセスの確保をはじめ、海水浴場、キャンプ場、犬島自然の家などの既存施設や優れた自然条件を有効活用した観光、レジャー、体験学習など多様な活動ができる環境づくりを検討・推進していく。

児島諸島の概要と振興方針

児島諸島の概要

- ▶ 岡山県倉敷市南部に位置する2島(松島、六口島)で構成される瀬戸内海の離島。
- ▶ 人口10人(令和2年)、面積1.11km²、本土との定期航路なし(本土からの所要時間は、15分程度)。
- ▶ 島に医療機関はなく、必要に応じて自家用船により本土の医療機関を受診。*
- ▶ 六口島は、水産業と観光業が主産業となっており、民宿が営まれている。また、島の北端にはキャンプ場があり、岡山県「青少年の島」に指定されている。*

※R2当時



指定基準との関係

基準	判定	松島、六口島
人口おおむね50人以上	×	10人(松島 4人) (六口島 6人)
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率: 23.1%
(参考)最短航路距離5km以上	—	定期航路無し
(参考)寄港回数1日6回以下	—	定期航路無し

R2当時の振興方針

○本地域の魅力をインターネット等を通じて、幅広くPRしていくこととともに、「ジーンズ発祥の地」である児島地区などの本土側観光地を含めた観光ルートについて、民間渡船業者や観光業者と連携して企画実施することで、交流人口の拡大を目指す。

越智諸島の概要と振興方針

越智諸島の概要

- 愛媛県今治市の鵜島、津島の2島で構成される地域。
- 人口26人(令和2年)、面積2.19km²。鵜島は大島との航路距離1.5km、寄港回数7便/日。津島は大島との航路距離4.0km、寄港回数3便/日、また、今治と津島間の航路距離12.0km、寄港回数1便/日。
- 主要産業は農業であり、鵜島では鵜島らつきょう、津島では津島いちじくがブランド化されている。*
- 鵜島では、中世にこの一帯を支配した村上水軍の本拠地である能島に隣接していることから、水軍関係の遺構も多く、豊富な地域資源が存在する。*

※R2当時



指定基準との関係

基準	判定	鵜島、津島
人口おおむね50人以上	×	26人(鵜島19人、津島7人)
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率:49.0%
(参考)最短航路距離5km以上	×	鵜島1.5km 津島4.0km
(参考)寄港回数1日6回以下	×	鵜島7便 津島4便(今治行を含む)

R2当時の振興方針

- 静かな生活を望む住民の意向を尊重しながら、可能な範囲で住民と島外の方との地域間交流を促し、離島における定住の促進を図る。
- 住民が島内で安心して生活できるように、海岸保全施設や防災行政無線の整備など生活インフラの整備を行い、離島者の増加を防ぐ。

青島の概要と振興方針

青島の概要

- 愛媛県大洲市の長浜港から北に13.5kmの伊予灘のほぼ中央に位置する離島。
- 人口5人(令和2年)、面積0.49km²、本土との航路距離13.5km、寄港回数2便/日。
- 産業は、めばる、たい、あじ等の漁船漁業が中心となっており、第1次産業が約8割を占める主要産業となっている。※
- 地域内に介護サービス事業所がなく、本土事業者によるサービス提供も困難な状況。※

※R2当時



指定基準との関係

基準	判定	青島
人口おおむね50人以上	×	5人
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率:73.7%
(参考)最短航路距離5km以上	○	長浜～青島13.5km
(参考)寄港回数1日6回以下	○	長浜～青島2便

R2当時の振興方針

- 観光客を増やし、島の知名度を上げ、1人でも定住者を確保し、無人島になることを防止。
- 島独自で自立的発展を遂げることは困難であることから、本土と連携を図りながら、島内道路の保全修理、生活用水の維持などを重点的に行い、住民が安心して暮らせる地域づくりを目指す。
- 漁業だけでなく高齢者が安定した収入を得るように、新たな農作物の植え付けを検討。現在、試験的に漢方薬の材料となる八朔の栽培を行っている。

南那珂群島の概要と振興方針

南那珂群島の概要

- ▶ 大島(宮崎県日南市)、築島(同串間市)の2島で構成される地域。
- ▶ 人口11人(令和2年)、面積2.33km²、本土との航路距離3.4km、寄港回数4便/日(築島は定期航路なし)。
- ▶ 漁業・水産加工業が基幹産業となっている。*
- ▶ 両島とも領海基線の基点となる島。*

※R2当時



指定基準との関係

基準	判定	大島、築島
人口おおむね50人以上	×	11人(大島2人) (築島9人)
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率:69.4%
(参考)最短航路距離5km以上	×	大島は3.4km 築島は定期航路無し
(参考)寄港回数1日6回以下	○	大島は4便/日 築島は定期航路無し

R2当時の振興方針

- 本土との航路の確保により島民生活の安定を図るとともに、島の景観や自然を生かした観光及び滞在型体験学習の実施による交流人口の拡大を図る。
- 定着性種苗の放流や人工漁礁の設置による漁場整備等、水産基盤の整備を図る。
- 本土の医療機関との連携及び搬送体制の確立及び防災対策の推進による安心・安全な生活環境の整備を行うことで島民の福祉の向上を図る。

桂島の概要と振興方針

桂島の概要

- ▶ 鹿児島県出水市北部の沖合約2kmに位置する離島。
- ▶ 人口12人(令和2年)、面積0.33km²、本土との定期航路なし。
- ▶ 定期航路がなく、夏場の数団体のキャンプを除くと訪れる人は少ない。※
- ▶ 水産業が基幹産業となっており、周辺の好漁場でクルマエビ漁・チリメンジャコ漁等が盛ん。※

※R2当時



指定基準との関係

基準	判定	桂島
人口おおむね50人以上	×	12人
人口減少率10%以上	×	H22→R2の人口減少率:7.7%
(参考)最短航路距離5km以上	—	定期航路無し
(参考)寄港回数1日6回以下	—	定期航路無し

R2当時の振興方針

- アワビ等の種苗放流を行い、つくり育てる栽培漁業と体長による採捕制限や網目規制等による管理型漁業を推進し、水産業の振興及び島民の生活の安定を図る。
- 浮棧橋を設置することで、島民の生活利便性の向上を図る。また、島の自然や資源を生かした観光をPRするとともに、島内に案内板を設置し、交流人口の拡大を目指す。

新島の概要と振興方針

新島の概要

- ▶ 錦江湾内にある桜島の北東約1.5kmに位置し、鹿児島市に属する離島。
- ▶ 人口2人(令和2年)、面積0.13km²、桜島と行政連絡船で結ばれており、航路距離1.7km、寄港回数3便/日(週3日)。



指定基準との関係

基準	判定	新島
人口おおむね50人以上	×	2人
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率:50.0%
(参考)最短航路距離5km以上	×	浦之前港(桜島)~新島1.7km
(参考)寄港回数1日6回以下	○	3便(週3日)

R2当時の振興方針

- 地質学的に高い価値や既設のインフラ等を生かし、非日常を体感できる観光資源として活用し、地域間の交流を促進する。
- 本土との交通手段である行政連絡船の維持・改善に努めるとともに、生活の安定及び福祉の向上を図る。

前回の対象地域の点検内容

- 点検対象となる8地域について、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項」に基づき、状況を確認

1. 自治体への調査内容について

- 〔目的〕 離島振興に関する自治体のこれまでの取組及び今後の振興策等を調査し、各指定地域の振興方針を確認する
- 〔調査項目〕
- ・指定継続の要望の有無
 - ・H25以降の事業(ハード・ソフト)実績
 - ・指定地域の今後の振興策等

2. 現地調査について

- 〔目的〕 島の現況を把握し、離島振興計画の実現可能性について確認する
- 〔時期〕 令和元年10月～令和2年1月
- 〔視察方法〕 部会委員＋事務局(離島振興課)職員
- 〔視察箇所〕 青島(愛媛県大洲市)、南那珂群島(大島(宮崎県日南市)、築島(宮崎県串間市))、新島(鹿児島県鹿児島市)、犬島(岡山県岡山市)
- 残りの4地域については、自治体への聞き取り調査を基に確認。
小島(北海道厚岸町)、児島諸島(松島、六口島(岡山県倉敷市))、桂島(鹿児島県出水市)、越智諸島(鵜島、津島(愛媛県今治市))

令和2年国勢調査において新たに人口要件を満たさなくなった離島地域

令和2年国勢調査の結果、新たに人口要件(おおむね50人以上)を満たさなくなった離島地域は2地域。

都道県名	指定地域名	島名	市町名	人口(H27)	人口(R2)	人口減少率(H17→H27)	人口減少率(H22→R2)	外海全部 外海一部 内海	寄港回数(回/日)	航路距離(km)
広島県	下大崎群島	三角島	呉市	34人	16人	55.9%	64.6%	内海	5	1.3
		齋島	〃	15人	12人			内海	5	5.4
愛媛県	来島群島	小島	今治市	11人	7人	49.0%	57.9%	内海	10	1.8
		来島	〃	15人	14人			内海	10	0.9
		馬島	〃	20人	9人			内海	6	3.8
		比岐島	〃	3人	2人			内海	-	-

赤字:基準値未満

下大崎群島の概要と離島振興計画

下大崎群島の概要

- 広島県呉市の三角島、齋島の2島で構成される地域。
- 人口28人(令和2年)、面積1.48km²。三角島は本土(大崎下島)との航路距離1.3km、寄港回数5便/日。齋島は本土(豊島)との航路距離5.4km、寄港回数5便/日
- 三角島の主要作物は柑橘類で、住民や島外からの出作農家により栽培が行われているが、市場価格の低迷、農業従事者の高齢化、担い手不足による果樹園の放棄など厳しい状況にある。*
- 齋島においては、タイの一本釣りやスズキ、アジ漁が行われている。*

※離島振興計画(抜粋)



指定基準との関係

基準	判定	三角島、齋島
人口おおむね50人以上	×	28人(三角島16人、齋島12人)
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率:64.6%
(参考)最短航路距離5km以上	×	三角島1.3km 齋島5.4km
(参考)寄港回数1日6回以下	○	三角島5便 齋島5便

離島振興計画(抜粋)

[三角島]

○農業や工業の振興を図るとともに、住民の唯一の生活航路でもあり、島内での生産活動に必要な離島航路を維持することで、地域の利便性の確保及び活性化を図る。

[齋島]

○離島航路の存続など、安心して暮らせる環境づくりを進める。また、地域主体で行われている地域イベントを中心に、恵まれた自然や歴史的遺産などをPRしながら、交流の促進を図る。

来島群島の概要と離島振興計画

来島群島の概要

- 愛媛県今治市の小島、来島、馬島、比岐島の4島で構成される地域。
- 人口32人(令和2年)、面積1.34km²。本土から来島、小島、馬島を結ぶ航路があり、寄港回数6～10便/日である。比岐島は定期航路がない。
- 主要産業は第一次産業であり、馬島の花き栽培において認定農業者制度の認定を受けるなど積極的な経営が行われている。※
- 来島の城跡や小島芸予要塞軍などの歴史資源を有する。※

※離島振興計画(抜粋)



指定基準との関係

基準	判定	小島、来島、馬島、比企島
人口おおむね50人以上	×	32人(小島7人、来島14人、馬島9人、比岐島2人)
人口減少率10%以上	○	H22→R2の人口減少率: 57.9%
(参考)最短航路距離5km以上	×	小島1.8km、来島0.9km、馬島3.8km 比岐島は定期航路なし
(参考)寄港回数1日6回以下	×	小島10便、来島10便、馬島6便 比岐島は定期航路なし

離島振興計画(抜粋)

- 観光資源の豊富な地域特性を活かし、観光漁業・農業など各種体験観光と併せた観光ルートの整備を今後も進めていき、地域産業としての発展を目指す。
- 高齢化に伴う通院の負担を軽減すべく、オンラインでの診療及び服薬指導を推進する。
- 自然に恵まれた生活空間や景観を活かした「癒しの空間」として、都市住民など外部からの人材の関心や志向を的確に把握しながら、気軽に滞在できるような仕組みを構築することで、交流人口や関係人口の拡大を促進するとともに、地域の空き家資源等を活用した移住促進施策についても、地域住民の主体性を尊重しつつ推進していく。

今回の指定地域の点検に関する検討の視点(案)

1. 自治体への調査内容について

現地調査に先立ち、以下のような調査票の提出をあらかじめ求めてはどうか。

〔目的〕 離島振興に関する自治体のこれまでの取組及び今後の振興策等を調査し、各指定地域の振興方針を確認する

〔調査項目〕

- ・指定地域名、人口、面積、寄港回数、航路距離
- ・地域概要(対象離島地域の現状と課題)
- ・主要産業
- ・振興方針
- ・市町における全体計画の中での位置づけ
- ・人口減少の理由
- ・振興による成果目標(定量指標)
- ・振興策の実施・評価体制
- ・振興策(ハード・ソフト対策)の実績(R1~R4)
- ・振興策(ハード・ソフト対策)の見込み(R5~R14)

今回の指定地域の点検に関する検討の視点(案)

2. 現地調査について

現地調査について、対象地域をどう考えるか。

〔目的〕 島の現況を把握し、離島振興計画の実現可能性について確認する

〔時期〕 令和5年10月～令和5年11月

〔視察方法〕 部会委員＋事務局(離島振興課)職員

〔視察候補〕 ※令和元年度は点検対象離島8地域中、4地域を視察

都道県名	指定地域名	島名	市町名	前回視察箇所
北海道	小島	小島	厚岸町	
岡山県	児島諸島	松島	倉敷市	
		六口島	〃	
	犬島	犬島	岡山市	○
広島県	下大崎群島	三角島	呉市	
		斎島	〃	
愛媛県	青島	青島	大洲市	○
	越智諸島	鵜島	今治市	
		津島	〃	
	来島群島	小島	今治市	
		来島	〃	
		馬島	〃	
宮崎県	南那珂群島	大島	日南市	○
		築島	串間市	○
鹿児島県	桂島	桂島	出水市	
	新島	新島	鹿児島市	○

広島県及び愛媛県の現地調査において、架橋により指定解除された離島の現地調査・ヒアリングを併せて実施。

今回の指定地域の点検に関する検討の視点(案)

3. 新たな点検の視点

・離島指定検討部会における検討事項

○ 令和2年国勢調査の結果、人口要件(おおむね50人以上)を下回っている離島振興対策実施地域(10地域)について、離島指定検討部会において、今後の離島振興方針等を点検※し、指定解除の停止の妥当性を検討する。

※点検にあたっては、改正離島振興法や人口減少等の離島を取り巻く現状を踏まえて、現地調査、ヒアリング等を予定。

・国土審議会第22回離島振興対策分科会における委員意見 議事録(抄)

令和5年5月24日開催

○ 離島振興法の改正におきまして、小規模離島の位置づけであるとか、また、関係人口という大変大事な視点でございますので、これからの検討部会におきまして有識者の方々が現地調査をされる予定でございますので、現地の声、地元の声をしっかり聞いていただきながら、その実情に応じた形で対応をぜひともしていただきたい。

・新たな視点

○ 離島振興法で新たに規定された、関係人口などの島外人材の活用、小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等。